

# 令和4年度 第1回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和4年7月26日（火） 9：30～

会場 市総合福祉センター 2階 交流ホール

## 次 第

- 1 開 会
- 2 山形市挨拶
- 3 自己紹介
- 4 会長の互選、職務代行者の指名
- 5 会長挨拶
- 6 報 告
  - (1) 中核機関（山形市成年後見センター）の活動状況 …【資料1】
  - (2) 各団体・機関の活動状況 …【資料2】
- 7 協 議
  - (1) 令和4年度山形市の取り組みについて …【資料3】
  - (2) 成年後見制度利用支援事業普及啓発（リーフレット）について  
…【資料4】
  - (3) その他
- 8 閉 会

山形市成年後見推進協議会 出席者名簿

【委員】 任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで (敬称略、順不同)

番号	氏名	役職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	
2	金山 裕之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	横川 信弘	山形さくら町病院 副院長	欠席
7	富田 和子	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部会長 向陽園地域生活支援センター心音	
9	宇野 みなみ	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 金井地域包括支援センター	
10	横沢 卓也	山形市障がい者自立支援協議会 ゆあーず 相談支援専門員	
11	千葉 一成	やまがた市民後見サポートセンター 理事長	
12	佐藤 敦宏 (代理:大瀧 淳史)	山形県健康福祉部高齢者支援課長 (同課 主査)	代理

【オブザーバー】

13	加藤 豊樹	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
----	-------	---------------	--

【山形市福祉推進部】

1	浅野 優歩 福祉推進部長
2	松浦 雄大 福祉推進部次長(兼)長寿支援課長
3	阿部 伸也 長寿支援課総括主幹兼課長補佐
4	進藤 義悦 長寿支援課ようご支援係長
5	大貫 拓哉 長寿支援課ようご支援係 主任
6	近江 十賢 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
7	丹野 俊郎 福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長
8	海和 弘信 障がい福祉課課長補佐(兼)障がい福祉第二係長
9	青山 香織 障がい福祉課障がい福祉第二係 主幹
10	菊地 慎平 障がい福祉課障がい福祉第二係 主事

【山形市社会福祉協議会】

(山形市成年後見センター)

1	中村 広志 常務理事
2	佐藤 貴司 事務局長
3	畑山 直美 相談支援課主幹
4	鈴木 裕美 相談支援課 権利ようご係長
5	児玉 和行 相談支援課 権利ようご係 主任
6	常川 光 相談支援課 権利ようご係 主事
7	土屋 道生 相談支援課 権利ようご係 主事

## 令和4年度 中核機関(山形市成年後見センター)活動状況

### 1. 広報活動について

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターのチラシを作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応の際に活用しています。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

今年度も2回発行予定です。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図っています。

(4) 出前講座および研修会等への参加

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	1	2	0										3
令和3年度	0	0	1	2	1	2	2	0	1	0	3	2	14

例) 県内社協の視察受け入れ、精神障がい者家族会

## 報告(2) 各団体・機関の活動状況

団体名	山形県弁護士会
活動状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者・障がい者のための法律相談窓口</li> <li>2 山形市ケース方針調整会議への委員派遣</li> <li>3 市民後見人研修への講師派遣</li> <li>4 裁判所に対する後見候補者の推薦</li> <li>5 後見支援チームへの弁護士派遣</li> </ol>
団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	<p>専門職団体として、山形市・天童市の成年後見センターケース方針調整会議に委員として出席。</p> <p>また、「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」にも参加し、専門職団体（弁護士会・社会福祉士会・精神保健福祉士協会）、山形県と相互の情報交換を行っている。</p> <p>当支部会員に対しては、受任事件の報告を受けフォローする取組みを行っている。</p>
団体名	山形県社会福祉士会
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度 ぱあとなあ山形事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的：成年後見センターぱあとなあ山形運営規程に則り、適切な運営を行うとともに、成年後見に関する研修会等の企画・運営・調査等を行う。</li> <li>(2) ぱあとなあ山形の運営・名簿登録者の管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>①名簿登録者の管理。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動報告書のチェック事業（2月）</li> </ul> </li> <li>②ぱあとなあ山形運営委員会の開催(年6回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月26日(火)、6月28日(火)、8月30日(火)、10月25日(火)、12月20日(火)、令和5年3月28日(火)。</li> <li>Zoom(オンライン)を利用し18時30分から開催予定</li> </ul> </li> <li>③成年後見人等への支援体制強化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会、学習会、情報交換会等の実施。</li> <li>(ブロック別ケース検討会・情報交換会を年2回程度予定)</li> </ul> </li> <li>④基本実務研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庄内地区同時開催6月26日(土)10:00~12:00</li> <li>・村山地区同時開催6月26日(土)10:00~12:00</li> </ul> </li> <li>⑤業務監査委員会の開催(年2回実施9月・3月)</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

活動状況	<p>(3) 市町村行政における成年後見制度利用促進に関する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中核機関設置検討及び準備</li> <li>② 市町村計画策定等への委員又は、会員の派遣。</li> </ul> <p>(4) 市民向け相談会及び、講座等の開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民向け成年後見に係わる連続講座の開催を実施予定。</li> <li>② その他、こまくさ連絡会や関係機関と連携した相談会・研修会を実施。</li> </ul> <p>(5) 日本社会福祉士会主催の研修・会議等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県「ぱあとなあ」担当者会議(東京開催)</li> </ul> <p>(6) 成年後見に関する電話相談・来所相談・訪問相談への対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度・権利擁護に関する随時相談対応。</li> <li>② 社会福祉士事務局での相談受付。</li> <li>③ その他、必要時に会員を調整し訪問相談等で対応。</li> </ul> <p>(7) 法人後見業務の実施。</p> <p style="padding-left: 2em;">業務執行者を「ぱあとなあ山形」会員に依頼し、ぱあとなあ山形運営規程、同法人後見運営規程、同法人後見事務取扱細則に則り業務の実施を行う。</p> <p><b>2 事業の実績について</b></p> <p>(1) 名簿登録者の管理</p> <p style="padding-left: 2em;">活動報告書のチェック事業（1月末での状況）</p> <p style="padding-left: 2em;">令和3年度名簿登録者 229名</p> <p style="padding-left: 2em;">令和4年1月末日現在 330件</p> <p style="padding-left: 4em;">（後見 249・保佐 63・補助 9・未成年後見 2・任意後見 7）</p> <p>(2) 山形県社会福祉士会による、法人後見業務の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">令和3年3月31日現在 9件（後見 6件 補助 2件 任意後見 1件）</p> <p style="padding-left: 2em;">年度内終了 2件 新規 3件</p> <p><b>3 家裁への推薦について</b></p> <p style="padding-left: 2em;">家裁より推薦依頼が、本会に届くとメールにて会員へ通知。詳しい内容についてはホームページで確認いただき希望者より連絡をいただく。</p> <p style="padding-left: 2em;">⇒希望者の中から、受任件数・地域性を考慮し受任者を決定</p> <p style="padding-left: 4em;">（運営委員による調整）</p>
------	--

団体名	山形県行政書士会
活動状況	<p>山形県行政書士会は、体制として、法務業務部と成年後見制度特別委員会を編成し、権利擁護の研究、対策の検討を行っています。</p> <p>また、相続の相談を月1回、公民館及びコミュニティセンターで行っており、北部公民館については、別途計画で相続に関する相談を行っています。</p> <p>さらに、年2回、村山、置賜、庄内の各地域でのイベントを開催し、その中で相談会を行っています。</p> <p>この相続の相談を通じて、相談者のご家族の話を伺う中で、自立支援、見守り等を行ってゆく任意後見の活用をお勧めしています。</p> <p>行政書士の全国組織の日本行政書士会連合会は「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」という団体を設立して、成年後見の制度や実務についての研修を行い、我々行政書士一人一人の資質の向上に努めています。</p>
団体名	山形市民生委員児童委員連合会
活動状況	<p>コロナ禍による新しい生活様式・世代と目まぐるしく変わる社会の中で、取り残されていくのはいつの時代も変わらず「高齢者」となります。民生委員として地域の高齢者、特に単身高齢者に関しては「孤立しないように」「孤独にならないように」と様々な取り組みをしながら見回っております。</p> <p>また、高齢者夫婦においても、一方が病気や認知症になると追うように老化が進むようです。先日も高齢者の方が万引きして、身元引受人がいないことから地域の民生委員に身元引受をするように依頼があったようです。このような状況の中で取り残された人たちを見ているのが民生委員と自負しています。</p> <p>今年度は民生委員の一斉改選の年となっておりますが、一期3年の任期で一期と二期の民生委員が全国でも58%を占めるほど中堅以降の民生委員が少なくなり、何をなすべきかの研修も行き届かなくなっていると思われまます。そうした中で、多くなる高齢者、取り残されていく高齢者のために成年後見制度を知っているとないでは繋ぐ機会を見失ってしまうのではと思われました。新任の民生委員にとって地域の方々の信頼関係の構築だけで終わってしまったら財産管理どころか身上監護もないままに終わってしまうのではと危機感を覚え、先日、社会福祉協議会に民生委員のための成年後見制度の講師をお願いした所です。</p> <p>出来れば、特にコロナ禍にあっては、外出を控え他人との接触を控えてしまいがちの単身高齢者にも解りやすい「成年後見制度」に関するパンフレットを配布し、民生委員が説明しやすい状況をつくることで今後の市民後見などにもつながるのではないかと考えております。前々回も素晴らしいパンフレットを作成していただきましたが、もう一工夫お願いしたいと願って居ります。</p>

団体名	山形県知的障がい者福祉協会
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会としての取組みなし</li> <li>・協会の会員の状況としては、年々、成年後見制度を利用する方が増えている。背景には障がい者の高齢化があり、今まで看護していた親族が高齢となり、出来なくなつての利用というケースが多い。</li> </ul> <p>上記のような状況や、遺産相続が発生してといった必要に迫られて利用に踏み切る方が多く、若いうちから利用する人は少ない。</p> <p>理由としては、長年利用することになると報酬が多くなる、収入と支出の割合として生活が成り立たないというのがある。</p>
団体名	山形市地域包括支援センター権利擁護部会
活動状況	<p><b>1 成年後見制度に関する相談の現状</b></p> <p>相談件数は各センターによって違いはあるが令和3年度については0件～10件。今年度も6月末まで1～3件ほど相談が寄せられている。内容は相談先の問い合わせ、認知症になった時の財産相続に関する事など。</p> <p>申立件数は0件～3件。首長申し立ての支援の他、親族申し立てについても後見センターや市役所ようご支援係と連携した支援もある。例年件数は横ばい。</p> <p>関わっている中で成年後見制度が必要と感じるケース（例えば認知症の一人暮らしで家族が遠方である、消費者被害にあっている）や実際制度につながったケース（金銭搾取や家族からのネグレクト、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度に移行する）がある。初めから成年後見制度についての相談は少ない印象。</p> <p><b>2 成年後見制度の周知啓発活動の方法について</b></p> <p>全体的にコロナ禍になって地域のサロンや住民の集まる場所が少なくなっていることから数十名単位への周知啓発の場面が少なくなっている。そのような中でも、対面での周知啓発については、地域包括支援センター主催の介護予防教室、認知症カフェなど機会をとらえて行っていることが多い。介護予防教室に後見センターに来ていただき連携し講話をしていただいた事例もある。また地区民生委員児童委員協議会に対してや法人内の専門職向けに説明をするなどしている包括もある。福祉サービス利用援助事業のケースをケアマネに引き継ぐ場合は見通しとして後見制度に移行する可能性もあることを包括から説明している。</p> <p>支援者不在の単身高齢者や緊急連絡先の確保が難しい高齢者、高齢者夫婦のみの世帯等への個別訪問した際に「もしもシート」の活用と合わせながら早い段階で制度の説明をおこなっている例もある。対面以外での周知啓発についてはセンターだよりなどに掲載している包括が多い。</p>

活動状況	<p>今年度はサロンなどの住民の集まる場所が再開されている傾向もあることから対面での周知啓発に力を入れたい。初めから制度についての話ではなく、「もしもシート」の活用や ACP についての話題提供から制度について話をしていく流れなどを計画している。</p> <p>3. 成年後見制度に関して課題に感じること</p> <p><b>制度全体について</b></p> <p>勧めても「うちは必要ない」「まだ必要ない」と本人の理解が進まず断られたり、「後見人がつくことで保証人代わりになる」と思われているケースもある。また親族が後見人になりたいが申し立ての結果、確実になれるかわからないという理由から諦めたケースもあるという報告もある。後見人がついた後に定期的な報酬が発生することに対し「財産が多くないから家族の支援があれば管理がなんとかなる」という結論になることもある。</p> <p>手続の煩雑さや費用面、手続き全体に時間がかかるなどマイナスな印象が際立ってしまい、制度を使うメリットが住民に浸透していないと感じている包括が多い。どんな方だと適応するのか、分かりやすく示すことができればいいのではないか。</p> <p>→成年後見制度を活用したことでよかったこと、こんな人や場面で周知して制度活用に結びついたなどの事前に活用したことで本人がよかったと感じた事例などがわかると上記の広報をする際にイメージしやすいと感じる。包括職員として必要な方がしっかり制度につながるよう成年後見制度について学習を深めることは今後も課題である。</p> <p>サロンなどでの説明で高齢者は関心を持つ方が少ない印象。8050 問題の相談や「自分の親が認知症になり財産の管理ができなくなったら何に困るか」などの切り口から、高齢者だけでなく若い世代への周知も必要ではないかと感じる。</p> <p><b>任意後見制度について</b></p> <p>支援者不在で将来に不安があり任意後見制度を検討したが、本人の資産状況が制度に合わないなど、ニーズと合致せず契約に至らないことがあった。必要性があってもある程度資産がないと利用できない制度というイメージがあり予防的な活用ができない。</p>
団体名	山形市障がい者自立支援協議会
活動状況	<p>障がい者の地域生活を、関係機関（障害福祉サービス事業所や保健・医療機関等）が協働して支援していくための協議を各部会等で行っている。また、相談支援事業の情報交換や困難ケースの検討なども行っている。</p> <p>成年後見制度に関しては、将来的に利用者の保護者や家族が亡くなる等により身寄りがいなくなり、制度の利用が必要となるケースが見込まれている。</p>



団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	<p>○成年後見制度に関する普及・啓蒙活動 エンディングノートの書き方にかかる講習会を開催し、一般市民46名の参加を得た。</p> <p>○成年後見制度利用に伴う相談支援活動 一般市民から個別相談を受け対応した。</p> <p>○その他 会員連携強化のため、研修会等を行った。また、関係団体の外部会議からの出席要請に対応した。</p>
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より、市町村職員等向け成年後見制度利用促進研修会を開催（別紙開催要項参照）</li> <li>・「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」への参加</li> <li>・家庭裁判所主催の連絡会への参加</li> <li>・市町村単位の協議会への参加 等</li> </ul>
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事関係機関との連絡協議会の開催。</li> <li>・制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明（講師派遣等）、各種統計資料等の数値提供。</li> <li>・地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換。</li> <li>・県による自治体担当者向け研修会、自治体が主催する協議会等へのオブザーバー参加（内容に応じ、支部・出張所を含めて対応）</li> <li>・受任者調整会議へのオブザーバー参加、マッチングや後見人支援等における中核機関等と家裁との連携イメージについての説明や意見交換。</li> <li>・専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力。</li> </ul>

## 令和4年度 成年後見制度利用促進の取組について

山形市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、次の取組を進めます。

### ●国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の反映

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間：令和4年度～8年度）」について、山形市における取り組み状況との比較検証を行い、継続した取り組みの充実を図るとともに、新たな取り組みの検討を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・県及び家庭裁判所と取り組み状況についての情報交換を行う。
- ・「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し検討チームを組織する。

※同計画を位置付けている「山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）」の改訂（令和6年度）と同時期に見直しを行う。

### 1. 地域連携ネットワークの強化

山形市成年後見推進協議会を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

◎第1回：令和4年7月26日。令和3年度事業報告、各機関の取組報告、各種事業の協議。

- ・第2回：令和5年2月開催予定。令和5年度事業（案）、各種事業の協議。

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員・児童委員、福祉協力員】

- ・成年後見推進協議会の活用。 ・各種会議への出席による説明、リーフレット配布を行う。
- ・効果的な制度周知方法等について、各種団体と協議を行う。

#### 【協議事項】

- 具体的な方法について、各団体からご教示いただきたい。

（民生委員児童委員連合会＝地区会長連絡会、地域包括支援センター＝権利擁護部会 等への出席）

関係機関との連携を強化し、制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者等の見守り活動、愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・成年後見推進協議会の活用。
- ・各種事業の実態把握等、各種団体との協議を行い、具体的な連携方法を検討する。

【協議事項】

- 効果的な連携方法についてご意見を伺いたい。  
(民生委員の見守り活動＝パンフレットの配布 等)

## 2. 周知・広報

成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・パンフレット：150部作成。関係機関に配布する他、個別相談等に使用。
- ・センターだより：年2回、各350部作成。市内介護事業所、金融機関等に配布。

【協議事項】

- 効果的な配置及び配布先について検討したい  
(現在の配布先＝後見センター、地域包括支援センター等)
- パンフレットの更なる活用方法について検討したい。

任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・家庭裁判所と情報交換を行う。
- ・センターだより、パンフレットへの記載方法の工夫、配布先の検討。

民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

- ・パンフレットへの記載方法の工夫を行う。
- ・生活支援コーディネーターと連携し、効果的な周知方法を検討する。

【協議事項】

- 効果的な配布方法について検討したい。

関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・各機関と協議し、効果的な周知方法を検討する。

【協議事項】

- 効果的な配布方法について検討したい。  
(パンフレット及びセンターだよりの配布。記載の機関以外に配布する機関は無いか)

地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する出前講座を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

- ・成年後見推進協議会、パンフレット等を活用し、出前講座の周知を行う。
- ・市民児連地区会長連絡会で周知を行い、地区における利用促進を図る。

権利擁護セミナーを開催し、専門家による講話を行うほか、個別の相談対応を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・令和5年1月開催予定。会場にパンフレット等を配置するほか、相談ブースを設ける。

成年後見制度市民セミナーを開催する（年2回）。

【実施主体：成年後見センター】

◎第1回目を8月22日（月）開催予定。テーマ「不安解消のための成年後見制度の活用法」。

参加申し込み方法は、8月1日号広報やまがたに掲載。

- ・セミナー終了後に、個別相談の機会を設ける。

### 3. 相談対応

各種相談窓口の周知を行うとともに、成年後見センターや地域包括支援センター等において相談対応を行う。相談対応に当たっては、必要に応じて専門の相談窓口につなげるなどニーズに応じた相談対応を行うとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合は、福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口等と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行う。

相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・地域包括支援センター（権利擁護部会）等と研修方法等を協議する。
- ・「権利擁護ハンドブック（権利擁護部会作成）」を活用した研修を実施する。

### 4. 成年後見制度利用促進

専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

- ・月1回の定期的な開催を継続するとともに、実施方法の改善を検討する。

市民後見人養成基礎講習を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

◎講習実施期間：9月29日（木）～令和5年1月。 ※8月4日に受講ガイダンスを開催。

- ・フォローアップ講習（全2回）の継続開催。

基礎講習修了者から選考した市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、法人後見事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：成年後見センター】

- ・リレー案件の増加に向けて、名簿登録者へのフォローアップ講習を実施する。  
講習内容については、ニーズを把握して内容を検討する。

◎受任調整に向けて、家庭裁判所と情報交換を行っている。

市民後見人の孤立を防止し、支援強化を図るため、「市民後見人連絡会」を立ち上げ、市民後見人同士の交流・情報交換の機会を設ける。

【実施主体：成年後見センター】

- ・現在受任している市民後見人を対象にした情報交換会（＝連絡会）を実施する。  
情報交換会により、実際の課題やニーズを把握する。

◎秋頃に、仙台市市民後見人連絡会との合同情報交換会を開催予定。

成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体：山形市】

- ・相談から申立てまでを円滑に実施するため、事務の改善を図る。

後見人等報酬助成を実施する（本人・親族申立てを含む）。

【実施主体：山形市】

- ・リーフレットを活用して利用拡大を図る。 ⇒別途協議

## 5. 後見人支援の推進

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、後見人等、関係機関】

- ・地域関係者等にも声を掛け、より多くの関係者で支援体制を構築するよう促す。

家庭裁判所と連携し、親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、親族後見人の活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・親族後見人の実態把握を行う。
- ・リーフレットを活用した周知を行う。

専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

- ・リーフレットを活用した周知を行う。 ⇒別途協議。
- ・三士会との意見交換を行い、事業の検証および改善を検討する。

## 成年後見制度利用支援事業普及啓発について

### 1 事業の方向性（令和4年2月開催成年後見推進協議会にて承認済）

令和3年度から事業を始めた「後見支援チームへの専門職派遣事業」「報酬助成の親族申立案件への対象拡大」について、令和3年度はそれぞれ実績が5件・1件に留まったが、「実績が少ない＝ニーズが無い」ということではなく、後見制度を利用する方々には様々な状況が考えられるため、利用支援制度整備の一環であると捉え、専門職団体との意見交換を行いながら、事業の検証及び親族申立案件の実態把握を行っていくとともに、効果的な周知啓発を行う。

#### 周知啓発方法

- ・2つの事業を個別に普及啓発するのではなく、成年後見制度利用に関する各種支援事業を一体化した形で周知啓発を行う。→支援事業を一体化したリーフレットを作成する。
- ・後見人等受任の機会が多い、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会にリーフレットを配布し、会員への周知を依頼する。  
親族申立て案件への周知のため、家庭裁判所へのリーフレット配置を依頼する。  
利用促進制度全体の啓発のため、リーフレットを地域包括支援センターや民生委員児童委員連合会等に配布する。

### 2 周知啓発リーフレットについて

- 「支援事業を一体化したリーフレット」⇒別紙案。
- 成年後見制度利用が必要になった状態の相談（市長申立・福祉サービス利用援助事業）～後見開始直後（後見支援チーム形成・会議開催）～後見活動（報酬助成、専門職派遣）の流れを掲載している。

### 3 周知方法について

- 配布先  
受任者向け：弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会。  
申立者向け：家庭裁判所に配置。病院等医療関係に配布。  
制度普及啓発：地域包括支援センター・民生委員児童委員連合会 等。
- 印刷・配布部数：事務局にて検討。

#### 協議事項

- 案以外に記載すべき事業・関係機関等についてご意見を伺いたい。
- 配布先に追加の必要があるかについてご意見を伺いたい。
- 効果的な配布・配置方法についてご意見を伺いたい。



# 山形市の成年後見制度利用支援事業を活用してください



障がいや認知症により... ○不動産や預貯金等の管理ができない  
○障がい・介護サービス等の契約ができない

## 山形市成年後見センター

HPは  
こちら



判断能力  
に応じて

●福祉サービス利用援助事業（市社会福祉協議会）  
= 契約により本人の金銭管理を行います。

### ●成年後見制度の利用＝身上保護・財産管理

後見制度、申立て手続きや必要書類について助言します。

★親族申立：親族が申立て人になります。

★市長申立（市長寿支援課・障がい福祉課）

申し立てる親族がない場合、市長が申立てを行います。

### ※任意後見

判断能力喪失前に、  
あらかじめ後見内容  
を決めておきます。

後見人等

弁護士

社会福祉士

司法書士

親族

等

### 後見支援チーム

被後見人に関わる関係者で構成

ケアマネジャー

相談支援事業者

障がい福祉  
サービス事業者

介護サービス  
事業者

医療関係者

### ●「後見支援チーム」形成

関係者が支援方針等を協議する「後見支援  
チーム」について、後見人等選任後、成年後  
見センターがチーム形成を支援します。

支援活動中...

○被後見人の収入が少なく、後見人  
に報酬を支払える経済状況にない...

課題

○多重債務整理、土地相続等  
※解決には専門知識が必要

### ●成年後見人等報酬助成制度

家庭裁判所の報酬審判額に応じた金額を助成  
する制度があります。申請は下記まで。

（高齢者：市長寿支援課ようご支援係）

（障がい者：市障がい福祉課障がい福祉第二係）

解決

### ●専門職派遣事業

後見支援チームに弁護士等を派遣し、  
専門的見地からの助言を頂く事業。  
申し込みは成年後見センターへ。

## 後見人活動を円滑に進めるために様々な支援を行っています！

### ●お問い合わせ●

山形市成年後見センター

TEL023-674-0680

山形市役所長寿支援課（高齢者）

TEL023-641-1212（内線651・652）

山形市役所障がい福祉課（障がい者）

TEL023-641-1212（内線580・621）